

令和7年度実施 第7回

島田市病院事業職員 採用試験案内

《薬剤師 B》

令和7年度採用

◆第1次試験日 随時

◆試験会場 島田市立総合医療センター

◆受付期間 令和7年5月12日（月）～

◆受験申込手続 2ページ以降をご覧ください。

◆問い合わせ先 島田市立総合医療センター 病院総務課

〒427-8502 島田市野田 1200 番地の5

TEL（0547）35-2111（代表）

◆新病院について 市立島田市民病院は、令和3年5月に新病院へ移転し、
名称が「島田市立総合医療センター」に変わりました。

1 試験職種、採用予定人員等

試験職種	受験区分	採用予定人員	勤 務 の 概 要
薬剤師	薬剤師 B	若干名	島田市立総合医療センターに勤務し、薬剤師として従事します。

2 受験資格

試験職種	受験区分	受験資格（免許等）
薬剤師	薬剤師 B	昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、当該免許を有する人

ただし、日本国籍を有しない人は受験することができません。また、地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。

地方公務員法第 16 条（抜粋）

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 島田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続

(1) インターネットから申し込む場合

Web サイトの採用情報ページ内の「採用試験申込フォーム」から申し込みしてください。
採用情報ページの URL、QR コード <https://www.shimada-hp.shizuoka.jp/recruit/>
以下の書類は、筆記試験当日に提出してください。



申込受付期間	令和 7 年 5 月 12 日(月)～ ただし採用予定者が決まり次第終了
筆記試験当日に提出する書類	<u>卒業証明書</u> 、 <u>成績証明書</u> 、 <u>薬剤師免許の写し</u>

(2) 郵送または持参で申し込む場合

採用試験申込書に所要事項を記入した上で、当センターに郵送するか、持参してください。

申込受付期間	令和 7 年 5 月 12 日(月)～ ただし採用予定者が決まり次第終了
提出書類	<u>採用試験申込書</u> 、 <u>卒業証明書</u> 、 <u>成績証明書</u> 及び <u>受験票を返送する封筒</u> (110 円切手を貼付した長 3 型封筒・・・受験者本人に届くよう郵便番号、住所及び氏名を明記してください。)

4 受験票の発送

受験票は、受験日が決まり次第発送します。

5 試験日・試験会場

区 分	試 験 日	試験会場
第1次試験	随時	島田市立総合医療センター

(注)

- (1) 自家用車でお越しの場合は、島田市立看護専門学校東側の職員用駐車場をご利用ください。
- (2) 身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、あらかじめ申し出てください。
- (3) 試験日程は変更になることがあります。

6 試験の方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、応募状況や、お住まいの地域によっては遠隔での試験となります。

(1) 第1次試験

性格診断検査・作文試験・個別面接

※性格診断検査・・・職員としての適性の検査

作文試験……………ものの見方や考え方を評定する試験

7 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
合 格 者 発 表	随時	合格者番号を当院のWebサイトに掲載します。 また合格者の方のみに文書で通知します。

8 合格から採用まで

最終合格者は、職種ごとに採用内定者名簿に登載し、その中から任命権者が採用者を決定します。
薬剤師Bの採用は、採用内定者名簿登載後～令和8年4月1日を予定しております。

これまでの例によりますと、合格者はおおむね採用されますが、退職者の状況によっては採用されないこともあります。なお、採用日までに受験資格が取得できない場合は採用されません。

9 給与等

- (1) 給 与 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例および島田市病院事業職員給与規程により支給します。

初任給 大学六卒 254,800円

大学卒 246,800円

(既卒の場合、薬剤師としての職務経験により加算されます。)

- (2) 勤務時間 8時30分から17時15分 (当直、宿直あり)

- (3) 休 日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの年末年始

- (4) 休 暇 年次有給休暇、夏季休暇、育児休業、ボランティア休暇、介護休暇、育児短時間勤務、自己啓発休業制度など

試験会場案内図

